

平成21年度  
市町村職員の給与・勤務条件等の状況

平成22年 2 月

高知県総務部市町村振興課

担当：行政担当 武田  
野村  
電話：088-823-9313

## 目 次

はじめに	．．．	P 1
1 人件費の状況	．．．	P 2
2 職員数の推移	．．．	P 4
3 給与水準について	．．．	P 4
4 給料表について	．．．	P 8
5 昇格、昇給基準等について	．．．	P 10
6 初任給の状況	．．．	P 12
7 技能労務職給料表について	．．．	P 12
8 諸手当について	．．．	P 15
9 勤務時間・休暇等について	．．．	P 23
(参考) 一部事務組合の職員数の状況	．．．	P 27

## はじめに

### ◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料月額より高くなる。

#### (1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されることとなります。

イ **職務給の原則**（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ **均衡の原則**（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって定められています。

#### (2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア **平等取扱いの原則**（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ **情勢適応の原則**（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

### ◇基準日について

この資料は、「平成21年地方公務員給与実態調査」及び「勤務条件等に関する調査」の結果をもとに作成しています。基準日は、特に表記していない限りは、平成21年4月1日現在となっています。

## 1 人件費の状況

### (1) 人件費の総額

平成20年度の市町村の人件費は、約689億円となっており、平成19年度より県全体で4.9%の減となっています。

減少している主な要因としては、退職不補充や給与カットなどの各団体の行政改革努力により職員給が16億97百万円の減（▲3.6%）となったうえに、前年度急増した団塊の世代の定年退職等による退職金が15億90百万円の減（▲15.2%）となったためです。

### (2) 決算額に占める人件費の割合

歳出決算額（普通会計）に占める人件費の割合は、県内市町村全体で18.6%となっており、全国市町村平均19.3%（平成20年度決算見込額）と比べ、市においては同じとなっており、町村においてはやや低くなっています。

また、町村においては人件費比率の高い団体と低い団体との格差が顕著になっています。

（最高 … 23.2%、最低 … 8.0%）

給与水準が高い市町村や職員数が多い市町村では、人件費の占める割合が相対的に高くなる傾向にあります。この格差は、ごみ処理や特別養護老人ホームの運営、消防などを一部事務組合に任せているところと、自らの市町村で行っているところでは職員数が大きく異なりますし、人件費には退職手当が含まれていますので、退職する職員数によっても変動しますことから、単純に構成比だけでは比較できない面もあります。

※「一部事務組合」とは……

ごみ処理や特別養護老人ホームの運営など、市町村が行うべき特定の業務を複数の市町村が共同で処理することにより、事務処理の効率化等を図るため設置される地方公共団体の組合

### (3) 人件費の財政上の課題

人件費は、歳出全体に占める割合が大きく、しかも義務的な経費です。地方税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源のうち人件費に充当される一般財源は24.8%を占めています。歳出規模の抑制や公共事業をはじめとする様々な事業の見直しが必要とされているなかで、人件費についても、給与水準や制度の運用のあり方など内容の詳細な分析を行い、積極的に公表するなど、住民の皆さんの理解と納得のもとで適正に運用されることが求められています。

## 人件費の状況(平成20年度市町村普通会計決算額)

(単位:千円、%)

	人件費						歳出に占める 構成比	経常収支比 率(人件費)
	20年度	増減額	増減率	うち職員給				
	20年度	増減額	増減率	20年度	増減額	増減率		
高知市	23,370,107	▲ 829,705	▲ 3.4	15,957,288	▲ 584,160	▲ 3.5	17.6	22.1
室戸市	2,269,294	▲ 93,262	▲ 3.9	1,422,534	▲ 100,786	▲ 6.6	22.8	31.3
安芸市	2,117,362	▲ 273,373	▲ 11.4	1,426,113	▲ 76,802	▲ 5.1	19.9	24.8
南国市	3,670,256	▲ 461,667	▲ 11.2	2,464,153	▲ 125,679	▲ 4.9	20.5	27.0
土佐市	2,474,840	▲ 6,930	▲ 0.3	1,699,158	▲ 22,572	▲ 1.3	21.9	28.8
須崎市	2,073,279	▲ 388,444	▲ 15.8	1,416,389	▲ 117,790	▲ 7.7	17.8	24.1
宿毛市	2,331,746	▲ 376,051	▲ 13.9	1,480,075	▲ 92,947	▲ 5.9	24.1	27.9
土佐清水市	2,217,633	▲ 296,552	▲ 11.8	1,523,287	▲ 88,387	▲ 5.5	22.4	31.6
四万十市	3,760,121	▲ 558,214	▲ 12.9	2,514,525	▲ 203,672	▲ 7.5	20.3	26.3
香南市	3,477,326	1,975	0.1	2,330,595	▲ 34,475	▲ 1.5	21.0	28.7
香美市	3,108,858	▲ 8,987	▲ 0.3	2,098,326	▲ 8,656	▲ 0.4	21.6	30.5
東洋町	412,002	▲ 30,064	▲ 6.8	255,008	▲ 9,832	▲ 3.7	19.7	24.9
奈半利町	446,384	▲ 21,992	▲ 4.7	280,281	▲ 12,453	▲ 4.3	17.2	22.2
田野町	316,752	▲ 2,597	▲ 0.8	180,254	▲ 3,132	▲ 1.7	17.3	18.6
安田町	427,960	481	0.1	260,985	▲ 2,549	▲ 1.0	16.9	25.1
北川村	323,861	16,953	5.5	177,276	▲ 1,091	▲ 0.6	18.1	27.8
馬路村	338,636	▲ 5,465	▲ 1.6	210,634	▲ 1,499	▲ 0.7	19.5	27.9
芸西村	432,588	▲ 11,418	▲ 2.6	258,960	▲ 4,285	▲ 1.6	14.7	23.3
本山町	612,042	7,634	1.3	382,236	14,096	3.8	19.0	26.0
大豊町	703,513	879	0.1	449,254	▲ 3,253	▲ 0.7	17.3	21.8
土佐町	684,422	▲ 15,012	▲ 2.1	425,527	▲ 14,159	▲ 3.2	17.6	25.7
大川村	182,665	4,186	2.3	87,187	336	0.4	18.3	30.3
いの町	2,093,265	16,077	0.8	1,441,312	10,183	0.7	15.9	23.5
仁淀川町	1,128,865	▲ 19,073	▲ 1.7	749,431	▲ 24,443	▲ 3.2	16.9	24.0
中土佐町	1,212,701	▲ 10,699	▲ 0.9	781,667	▲ 25,952	▲ 3.2	23.2	29.9
佐川町	872,722	▲ 20,926	▲ 2.3	566,580	▲ 17,167	▲ 2.9	13.7	19.8
越知町	771,720	2,333	0.3	509,885	6,984	1.4	19.3	25.6
檜原町	515,015	▲ 2,196	▲ 0.4	289,292	▲ 4,468	▲ 1.5	8.0	14.0
日高村	548,706	▲ 13,498	▲ 2.4	355,060	▲ 9,421	▲ 2.6	18.4	24.6
津野町	759,940	▲ 21,566	▲ 2.8	485,242	▲ 9,729	▲ 2.0	12.5	19.4
四万十町	2,333,077	▲ 25,116	▲ 1.1	1,509,058	▲ 54,204	▲ 3.5	15.5	25.0
大月町	918,081	▲ 37,067	▲ 3.9	580,279	▲ 27,040	▲ 4.5	19.3	30.1
三原村	336,354	▲ 37,426	▲ 10.0	199,446	▲ 18,024	▲ 8.3	17.1	26.9
黒潮町	1,699,689	▲ 36,438	▲ 2.1	1,140,271	▲ 29,976	▲ 2.6	21.9	30.2
市計	50,870,822	▲ 3,291,210	▲ 6.1	34,332,443	▲ 1,455,926	▲ 4.1	19.3	25.0
町村計	18,070,960	▲ 262,010	▲ 1.4	11,575,125	▲ 241,078	▲ 2.0	16.7	24.3
市町村計	68,941,782	▲ 3,553,220	▲ 4.9	45,907,568	▲ 1,697,004	▲ 3.6	18.6	24.8

※経常収支比率(人件費): 経常的経費である人件費に充当される一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合。

## 2 職員数の推移

市町村の職員数（教育長は除く。）は、9,603人となっており、昨年度と比べて193人減少しています。主に退職不補充による定員の削減を行うなど、総じて減少傾向にあります。

また、複数の市町村が共同して事務処理を行うために設けた一部事務組合などが38組合（広域連合含む）あり、職員数は1,844人と昨年度と比べて19人増加しています。この増加の主な原因は、高知県高知市病院企業団が看護師等を新たに採用したことによるものです。

この一部事務組合は、市町村の本来業務を別の組織に任せている訳ですから、実質的な市町村の職員の総数は、両方を足した11,447人となります。

（「一部事務組合の職員数の状況」は、27ページに参考として掲載しています。）

## 3 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

### (1) 職員の平均給料

一般行政職の平均年齢は42.8歳で、昨年と変わっていませんが、平均給料月額は325,924円となっており、若干低く（▲341円）なっています。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、町村部が低い傾向にあります。

### 【表（P5）の見方】

#### ○「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種

#### ○「一般職」とは……

全職種から教育職を除いた職種

#### ○「臨時職員」とは……

地公法では、臨時職員は最大12月までしか雇用できないこととされていますが、この資料では、この12月を超えて雇用している職員の数を示している。

職員数及び平均給料の状況

(H21.4.1現在)

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職	
	平成 21年	平成 20年	増減	一般職員	うち技能 労務職員	教育 公務員	臨時 職員			平均給料月額	平均年齢
	人	人	人								
高知市	2,854	2,961	△ 107	2,770	431	84	0	331,600	330,200	338,900	43.5
室戸市	255	264	△ 9	255	11	0	0	315,400	315,400	313,700	43.2
安芸市	280	288	△ 8	280	31	0	0	305,600	305,600	304,200	40.8
南国市	431	437	△ 6	420	42	11	0	338,100	337,500	329,300	42.8
土佐市	525	531	△ 6	525	56	0	0	307,700	307,700	321,500	41.6
須崎市	274	278	△ 4	274	39	0	0	345,300	345,300	342,400	44.1
宿毛市	318	324	△ 6	318	48	0	0	320,700	320,700	319,400	41.9
土佐清水市	314	323	△ 9	314	46	0	0	327,000	327,000	331,600	43.8
四万十市	605	611	△ 6	582	62	0	23	339,000	337,500	335,900	43.3
香南市	431	439	△ 8	410	20	21	0	325,200	325,900	342,300	43.7
香美市	419	427	△ 8	419	19	0	0	302,900	302,900	306,400	41.0
市計	6,706	6,883	△ 177	6,567	805	116	23	326,736	325,898	331,568	43.0
東洋町	55	52	3	55	4	0	0	313,800	313,800	302,600	41.5
奈半利町	56	55	1	53	6	3	0	313,400	311,500	323,100	44.3
田野町	41	40	1	36	0	5	0	276,800	279,500	266,800	37.3
安田町	55	57	△ 2	55	6	0	0	291,200	291,200	298,300	40.9
北川村	38	39	△ 1	38	2	0	0	276,100	276,100	275,000	36.7
馬路村	39	40	△ 1	39	0	0	0	318,500	318,500	316,600	41.5
芸西村	61	62	△ 1	57	0	4	0	286,200	283,700	282,700	38.8
本山町	171	163	8	171	2	0	0	312,900	312,900	312,200	41.6
大豊町	96	95	1	96	11	0	0	316,200	316,200	321,000	44.8
土佐町	86	88	△ 2	86	3	0	0	324,600	324,600	327,100	44.5
大川村	21	20	1	21	1	0	0	268,900	268,900	281,000	38.8
いの町	495	502	△ 7	483	48	12	0	309,300	308,700	315,700	42.5
仁淀川町	171	169	2	171	5	0	0	317,800	317,800	313,200	41.8
中土佐町	141	148	△ 7	141	10	0	0	329,300	329,300	318,600	42.0
佐川町	230	223	7	230	18	0	0	300,500	300,500	313,100	44.4
越知町	107	107	0	103	13	4	0	317,800	318,200	324,400	42.3
橋原町	104	107	△ 3	91	0	8	5	299,000	297,800	286,700	40.3
日高村	65	66	△ 1	65	2	0	0	333,300	333,300	335,700	44.5
津野町	106	108	△ 2	100	1	6	0	320,800	318,600	314,600	44.3
四万十町	332	340	△ 8	329	7	3	0	318,400	318,200	317,500	42.8
大月町	165	167	△ 2	165	30	0	0	318,800	318,800	323,400	45.7
三原村	44	44	0	44	3	0	0	313,200	313,200	326,300	44.9
黒潮町	218	221	△ 3	218	23	0	0	331,400	331,400	333,200	43.2
町村計	2,897	2,913	△ 16	2,847	195	45	5	313,452	313,334	314,856	42.6
県計	9,603	9,796	△ 193	9,414	1,000	161	28	322,728	322,098	325,924	42.8

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員

※平均年齢は10進法で算出

## (2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成14年4月1日現在では、3市村が国以上の高い水準（100.0以上）にありましたが、平成21年同時期では県内すべての市町村で100を下回っています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与抑制措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

なお、平成21年の指数が平成20年の数値を上回っているのは、給与抑制を実施していた団体が給与抑制を廃止又は調整したこと、半数の団体が平成20年10月の高知県人事委員会勧告に基づき給料表の増額改定を実施したこと、給与構造見直しの相違等による影響が考えられます。

### ※「ラスパイレス方式」とは……

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回ることになります。



給与水準について（ラスパイレス指数）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	対前年比
高知市	100.8	100.3	98.4	93.8	95.6	97.9	98.5	99.3	0.8
室戸市	100.6	97.5	95.5	91.0	91.6	95.5	91.6	91.1	△ 0.5
安芸市	97.7	97.2	94.6	89.9	92.0	91.8	92.6	93.2	0.6
南国市	99.3	99.6	97.7	91.8	93.1	96.4	97.2	98.4	1.2
土佐市	99.5	98.5	95.7	93.5	96.5	97.4	96.4	97.0	0.6
須崎市	99.5	99.5	92.8	92.7	93.9	96.3	97.2	98.4	1.2
宿毛市	99.3	98.6	96.6	96.7	94.3	93.2	93.6	97.6	4.0
土佐清水市	98.1	97.6	94.6	95.4	95.9	96.9	97.1	96.9	△ 0.2
四万十市	—	—	—	—	94.5	94.9	92.4	97.7	5.3
香南市	—	—	—	—	96.9	98.2	98.2	98.9	0.7
香美市	—	—	—	—	94.0	93.9	93.5	94.3	0.8
市計	100.0	99.6	97.1	93.5	95.0	96.6	96.7	97.8	1.1
東洋町	95.7	96.1	93.7	87.7	88.1	90.1	91.3	93.7	2.4
奈半利町	96.0	94.7	92.1	86.4	85.4	90.0	89.3	90.9	1.6
田野町	94.7	96.1	91.6	89.8	88.8	91.7	91.4	90.9	△ 0.5
安田町	95.0	94.5	93.0	86.9	85.9	88.1	91.1	91.9	0.8
北川村	95.6	94.8	94.1	86.8	94.1	92.3	90.8	94.8	4.0
馬路村	99.6	98.6	97.9	92.8	96.4	96.9	96.3	97.6	1.3
芸西村	95.0	94.3	92.6	93.4	93.5	93.9	93.7	94.9	1.2
本山町	99.8	90.3	87.1	88.7	87.1	88.1	92.2	93.5	1.3
大豊町	93.3	92.4	89.6	85.5	85.8	86.0	87.8	91.2	3.4
土佐町	99.0	96.8	94.4	90.8	90.8	96.6	91.6	91.8	0.2
大川村	89.7	90.4	88.3	88.0	88.9	88.4	88.9	91.8	2.9
いの町	—	—	—	92.4	92.2	92.7	94.5	95.4	0.9
仁淀川町	—	—	—	—	91.0	91.1	91.9	94.0	2.1
中土佐町	—	—	—	—	94.0	94.6	96.7	95.9	△ 0.8
佐川町	92.2	92.9	88.8	89.2	89.0	89.2	89.7	89.2	△ 0.5
越知町	96.0	96.7	93.7	94.2	93.6	95.4	96.3	95.4	△ 0.9
梶原町	92.3	94.3	91.5	91.4	87.4	89.7	91.8	90.6	△ 1.2
日高村	101.9	99.4	96.8	93.1	95.6	97.6	95.4	96.1	0.7
津野町	—	—	—	88.4	86.7	86.0	88.4	89.0	0.6
四万十町	—	—	—	—	93.4	92.7	92.5	93.1	0.6
大月町	95.8	93.7	90.9	86.3	86.5	86.8	88.3	89.1	0.8
三原村	92.9	92.6	92.6	91.4	90.6	90.5	90.1	92.3	2.2
黒潮町	—	—	—	—	96.0	92.8	96.1	97.1	1.0
町村計	95.9	95.0	92.8	91.2	91.4	91.9	92.5	93.4	0.9
県計	98.2	97.6	95.1	92.5	93.8	95.0	95.3	96.4	1.1
全国市計	101.2	100.7	98.2	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	0.1
全国町村計	96.0	95.7	93.7	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	0.4

※四万十市・香南市・香美市・仁淀川町・中土佐町・四万十町・黒潮町はH17年度中に合併した団体のためH17年度以前のデータはありません。また、いの町・津野町はH16年度中に合併した団体のためH16年度以前のデータはありません。

市計・町村計・県計のH14～19指数は旧団体も含めた加重平均値になっています。

#### 4 給料表について（一般行政職の場合）

##### (1) 国の給料表に準じた給料表の設定

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表が民間給与との均衡を図って設定されていることから、原則として国の給料表を適用することが望ましいとされています。さらに、地域の民間給与の水準も考慮する必要があります。

なお、国では、H18.4.1から、地域民間給与の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした給与構造の改革（11級制→10級制）が行われました。

##### (2) 給料表の設定状況

平成18年度中に県内の全ての市町村において、国の制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

市町村の給料表の級数は、高知市が8級、その他の市町村については、6級まで設定されています。

給料表について(一般行政職の場合)

(H21.4.1現在)

区 分	級数			給料表の構造		給料表の水準	
	6級	7級	8級	国と同じ	国と異なる	県人勸と同じ	国と同じ
高知市			○	○			○
室戸市	○			○		○	
安芸市	○			○		○	
南国市	○			○		○	
土佐市	○			○			○
須崎市	○			○			○
宿毛市	○			○			○
土佐清水市	○			○			○
四万十市	○			○			○
香南市	○			○			○
香美市	○			○			○
市 計	10	0	1	11	0	3	8
東洋町	○			○		○	
奈半利町	○			○		○	
田野町	○			○		○	
安田町	○			○		○	
北川村	○			○		○	
馬路村	○			○		○	
芸西村	○			○		○	
本山町	○			○		○	
大豊町	○			○			○
土佐町	○			○		○	
大川村	○			○			○
いの町	○			○			○
仁淀川町	○			○			○
中土佐町	○			○		○	
佐川町	○			○		○	
越知町	○			○		○	
梶原町	○			○			○
日高村	○			○			○
津野町	○			○		○	
四万十町	○			○		○	
大月町	○			○			○
三原村	○			○			○
黒潮町	○			○			○
町 村 計	23	0	0	23	0	14	9
市町村計	33	0	1	34	0	17	17

## 5 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則でさらに詳細で具体的な基準が定められています。

### (1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合に応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

例えば、給料表が1級～6級までの6級制であるとする、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、4級は係長の職務など具体的な職名を定めて職員の給料表の級を決定することになります。

県内全ての市町村で、条例又は規則により級別職務分類表または級別標準職務表が制定されていますが、例えば「課長補佐及びこれに相当する職務」のようにしているものは、「職務給の原則」をより明確にさせるためにも、具体的な職名で定めるべきです。

### (2) 「わたり」について

給与決定にあたっては、各市町村の条例・規則で定められている級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

「わたり」には、級別職務分類表に定められている職務よりも運用により上位の級に格付けを行い、形式的にも条例・規則に反した取扱いを行うもの（形式わたり）のほか、実質的に「わたり」と同一の結果となる級別職務分類表を定めているもの（実質わたり）があります。「わたり」は、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

#### (例)

形式わたり：級別職務分類表において、係長を4級と格付けているにもかかわらず、級別職務分類表を越えて、運用により係長を5級に格付けている

実質わたり：級別職務分類表において、係長を5級に格付けている  
(国(本省)の場合、5～6級は課長補佐級)

県内の市町村において、「形式わたり」のある団体はありませんが、8市町村において「実質わたり」があり、級別職務分類表において一部の職務を本来対応すべき級よりも上位の級に格付けをしています。

級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じたものにする必要があります。

#### (「実質わたり」のある市町村)

安芸市・四万十市・香南市・香美市・中土佐町・日高村・四万十町・黒潮町

なお、国(本省)においては、課長補佐の職務に対応する級を5～6級、係長の職務に対応する級を3～4級としています。県内各市町村における国の4級相当以上の職員の構成は右表のとおりですが、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

一般行政職給料表級別職員数

(H21. 4. 1現在)

区 分	一般行政職 職員数 (A)	左のうち実質的な国4級相当以上							計 (B)	構成比 (B/A)
		4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相 当	9級相 当			
	人	人	人	人	人	人			%	
高知市	1,374	290	370	81	33	15		789	57.4	
室戸市	131	21	23	15				59	45.0	
安芸市	128	46	17	18				81	63.3	
南国市	190	76	24	17				117	61.6	
土佐市	148	18	41	22				81	54.7	
須崎市	166	68	20	14				102	61.4	
宿毛市	156	48	37	19				104	66.7	
土佐清水市	141	65	21	19				105	74.5	
四万十市	253	56	82	30				168	66.4	
香南市	230	44	96	30				170	73.9	
香美市	234	43	33	27				103	44.0	
市 計	3,151	775	764	292	33	15		1,879	59.6	
東洋町	34	7	6	4				17	50.0	
奈半利町	36	9	7	8				24	66.7	
田野町	27	1	3	5				9	33.3	
安田町	38	11	6	2				19	50.0	
北川村	29	2	4	4				10	34.5	
馬路村	28	6	3	6				15	53.6	
芸西村	46	4	5	6				15	32.6	
本山町	70	27	12	9				48	68.6	
大豊町	71	12	11	6				29	40.8	
土佐町	59	22	14	9				45	76.3	
大川村	16		5	3				8	50.0	
いの町	180	29	22	26				77	42.8	
仁淀川町	125	42	16	16				74	59.2	
中土佐町	93	26	15	11				52	55.9	
佐川町	92	13	12	10				35	38.0	
越知町	63	17	11	6				34	54.0	
梶原町	47	8	6	3				17	36.2	
日高村	52	18	11	6				35	67.3	
津野町	78	18	11	10				39	50.0	
四万十町	215	32	57	25				114	53.0	
大月町	62	19	9	11				39	62.9	
三原村	31	14	3	3				20	64.5	
黒潮町	124	8	51	12				71	57.3	
町村計	1,616	345	300	201	0	0		846	52.4	
計	4,767	1,120	1,064	493	33	15		2,725	57.2	
【参考】 高知県	3,756	1,494	363	219	41	14	26	2,157	57.4	

## 6 初任給の状況（一般行政職について）

### (1) 初任給について

初任給は、県内の34市町村全てが、国と概ね同一（大学卒 172,200円、高校卒 140,100円）又は下回る基準となっています。

ただし、民間企業などで勤務実績のある場合には、その経験年数により、初任給は異なります。

### (2) 初任給の調整方法

初任給の給料月額を決定する際に、採用前の民間企業などでの経験年数を反映させるための調整方法で、国では、経験年数のうち5年までを12月で、5年を超える年数は18月で除した数を号給に加えます。

現在国を上回る調整を行っている市町村はありません。

## 7 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）に対する給料表（行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）という給料表）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）の対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内では、技能労務職員は合計で1,000人（H21.4.1現在）となっています。

県内の市町村においては、H21.4.1現在で、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、4市17町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、8町村となっています。

県内の技能労務職員の給与を国の行政職俸給表（二）を適用されている職員とラスパイレス指数（H21.4.1現在）を試算し比較してみると、県全体で118.1（市121.6、町村112.2）となっており国の給料水準を大幅に上回っています。

さらに、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

（H20年度公表以降の適正化の状況）

安田町及び北川村が、H21.4.1から行政職俸給表（二）と同じ給料表に見直しました。

また、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号）において、技能労務職員等の給与等について、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請されていましたが、平成21年3月31日時点における策定状況は、下記のとおりです。

市町村における技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

H21.3.31現在 市町村数	技能労務職員		H21.3.31現在 策定済み(B)	H21.3.31現在 策定率B/A
	いる(A)	いない		
市町村	市町村	町村	市町村	%
34	30	4	26	86.7

技能労務職給料表の状況

(H21.4.1現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				最高到達級				【参考】 ラスパイレ ス指数	取組方針 策定状況 (21.3.31)	備 考
		国公行(二) 準 拠	独自	国公行(一) 準 拠	無 (行政職 給料表 適用)	3 級	4 級	5 級	6 級			
高知市	431				○			○		121.0	○	
室戸市	11			○		○				120.2	○	
安芸市	31				○		○			122.2	○	
南国市	42			○			○			126.5	○	
土佐市	56				○			○		117.0		
須崎市	39				○		○			124.1		
宿毛市	48				○			○		128.4	○	
土佐清水市	46				○		○			117.1	○	
四万十市	62				○			○		124.9	○	
香南市	20			○				○		114.4	○	
香美市	19			○		○				117.4	○	
市 計	805	0	0	4	7	2	4	5	0	121.6	9	
東洋町	4			○			○			113.5		
奈半利町	6		○				○			106.9	○	
田野町	0									—		
安田町	6	◎←	(○)			○				102.9	○	
北川村	2	◎←	(○)			○				*	○	
馬路村	0									—		
芸西村	0									—		
本山町	2			○			○			*	○	
大豊町	11		○			○				108.5	○	
土佐町	3		○				○			113.7	○	
大川村	1		○			○				*	○	
いの町	48	○		○			○	○		101.7	○	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	5	○						○		99.3	○	
中土佐町	10	○						○		124.5	○	
佐川町	18				○	○				105.5	○	
越知町	13		○			○				95.4	○	
禰原町	0	○					○			—		
日高村	2				○			○		*	○	
津野町	1		○				○			*	○	
四万十町	7		○				○			130.2	○	
大月町	30	○						○		115.2		
三原村	3	○				○				79.8	○	
黒潮町	23				○			○		120.7	○	
町 村 計	195	8	7	3	3	7	8	6	0	112.2	17	
県 計	1,000	8	7	7	10	9	12	11	0	118.1	26	

◎H21年度適正化団体

(注) 職員数が1名及び2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレ指数の欄は「\*」としている。  
(その他数値のない団体については「—」としている。)



## 8 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

### (1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員（持ち家職員）に支給されます。

三原村を除く33市町村が制度を設けていますが、高知市が国と異なる内容となっています。

(単位:円)

区 分	持 ち 家 の 場 合		
	取得後5年以下	5年超	支 給 対 象 者
国	2,500	なし	世帯主のみ
高知市	年数に関係なく一律 2,500		世帯主のみ

### (2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(H20年度公表以降の適正化の状況)

須崎市は、H21.4.1から2km未満の職員に対する支給を廃止しました。

### (3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合（国の支給割合は25/100）を乗じて支給されます。

全市町村に制度がありますが、梶原町が国と異なる内容となっており、看護師に一律の額で支給しています。

(H20年度公表以降の適正化の状況)

四万十市は、H21.4.1から看護師に対する支給割合を25/100（従前は50/100）に適正化しました。

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等×支給割合×在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等×期間率×成績率

勤勉手当については、県内の多くの市町村で、成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されていますが、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められます。

平成21年12月期の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は7団体、勤務成績によらず、一律に支給率を適用している団体は27団体あります。

(H20年度公表以降の適正化の状況)

平成21年度において、新たに次の3町が勤務成績に応じて支給しています。

平成21年6月期から実施：いの町、佐川町

平成21年12月期から実施：大豊町

平成21年度勤勉手当成績率（一般職員）

成績区分	成績率		
	国 (6月期、12月期と もに同率)	県	
		6月期	12月期
特に優秀	140/100以下 87/100以上	140/100以下 82.5/100以上	130/100以下 76.5/100以上
優秀	87/100未満 77/100以上	82.5/100未満 75.5/100以上	76.5/100未満 70/100以上
良好	67/100	68.5/100	63.5/100
良好でない	67/100未満	68.5/100未満	63.5/100未満

勤労手当の成績率（勤務成績が良好の場合）について（平成21年度）

市町村名	勤務実績反映状況 (21.12月期)		6月	12月	計	国と同じ 年間 1.34	国の基準を 下回る	国の基準を 上回る
	勤務実績に 応じて支給	一律支給						
高知市	○		0.66	0.66	1.32		○	
室戸市		○	0.685	0.635	1.32		○	
安芸市		○	0.685	0.635	1.32		○	
南国市		○	0.685	0.635	1.32		○	
土佐市		○	0.71	0.61	1.32		○	
須崎市		○	0.7	0.7	1.4			○
宿毛市		○	0.675	0.725	1.4			○
土佐清水市		○	0.7	0.7	1.4			○
四万十市		○	0.7	0.65	1.35			○
香南市		○	0.7	0.65	1.35			○
香美市		○	0.7	0.7	1.4			○
東洋町		○	0.71	0.65	1.36			○
奈半利町		○	0.685	0.635	1.32		○	
田野町	○		0.685	0.635	1.32		○	
安田町		○	0.685	0.635	1.32		○	
北川村		○	0.685	0.635	1.32		○	
馬路村		○	0.7	0.65	1.35			○
芸西村		○	0.685	0.635	1.32		○	
本山町		○	0.685	0.635	1.32		○	
大豊町	◎		0.685	0.685	1.37			○
土佐町		○	0.685	0.635	1.32		○	
大川村		○	0.685	0.635	1.32		○	
いの町	◎		0.685	0.635	1.32		○	
仁淀川町		○	0.685	0.685	1.37			○
中土佐町		○	0.7	0.65	1.35			○
佐川町	◎		0.685	0.635	1.32		○	
越知町		○	0.685	0.635	1.32		○	
梶原町	○		0.685	0.635	1.32		○	
日高村		○	0.685	0.685	1.37			○
津野町		○	0.7	0.65	1.35			○
四万十町		○	0.685	0.635	1.32		○	
大月町		○	0.7	0.7	1.4			○
三原村		○	0.685	0.67	1.355			○
黒潮町	○		0.685	0.67	1.355			○
計	7	27	0.689	0.654	1.344	0	18	16
【参考】 国	○		0.67	0.67	1.34			
【参考】 高知県	○		0.685	0.635	1.32		○	

◎ H21年度適正化団体

なお、いの町及び佐川町は6月期から、大豊町は12月期から勤務実績に応じて支給

## (5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、5市町村（須崎市・奈半利町・北川村・中土佐町・越知町）を除く29市町村で制度が設けられています。手当の種類は市町村により異なりますが、国にない手当を設けている市町村が10市11町村あります。

国では、従来から制度本来の趣旨にあわない特殊勤務手当について、内容の見直し及び適正化を行うよう、地方公共団体に助言してきました。平成15年度においては、都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況の特別調査を実施し、その結果、次の3つの視点から、必要性や妥当性について検討が必要な手当の状況が公表されました。（この中には、本来給料の調整額で対応するものを、月額の特務手当で措置しているものもあり、必ずしも適切でないとはいえない手当もあります）

### ① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

### ② 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

### ③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

また、平成17年6月には、参議院から会計検査院に対し、職員に対する特殊勤務手当等の状況について、総務省、都道府県、市町村を対象とした会計検査の実施と、その結果の報告の要請があり、18年10月に会計検査院長から参議院議長に対しその結果が報告されるとともに、会計検査院から調査結果が公表されています。

（参考）

会計検査院ホームページ <http://www.jbaudit.go.jp/>

県内市町村の特殊勤務手当について、会計検査院の報告資料を参考に、上記の3つの視点から分類したものが20ページからの表となっています。特殊勤務手当は、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮されて支給されなければならない、市町村には住民に対してその必要性や妥当性の説明責任が求められます。そうしたことから、他団体との比較検討ができる資料としています。

なお、この表は記載されている手当が全て不適正である、とした資料ではありません。例えば、医師手当については、「②他の手当、給料との重複の観点」の欄へ分類をしていますが、「その地域の医療体制や地域性から考えて医師確保のためには必要である」という判断が住民の理解のもと、当該市町村でされており、不適正な手当とはいえないと考えられる場合もあります。

また、同じ考え方から、19ページの表の支給額についても、一般に病院を設置している団体（土佐市・四万十市・本山町・いの町・佐川町・梶原町）は、

医師等医療従事者に対して特殊勤務手当を支給していることから、他の同規模の団体と比較して高額になる傾向があります。

(H20年度公表以降の適正化の状況)

須崎市・四万十市・三原村の3市村が、H21.4.1から手当の廃止や金額等の支給基準、支給方法の見直しを行いました。

### 特殊勤務手当の状況

(H21.4.1現在)

団体名	4月支給 職員割合	4月支給額 (単位：百円)	17.4.1現在				21.4.1現在				削減率
			a	b	c	計	a	b	c	計	
高知市	29.6	81,868	10	3	21	34	7	2	16	25	▲ 26.5
室戸市	15.7	3,000	3	1	6	10	2		3	5	▲ 50.0
安芸市	12.9	2,700	3		4	7	3		4	7	0.0
南国市	10.7	5,198	5	2	9	16	2		5	7	▲ 56.3
土佐市	42.3	105,894	4	2	9	15	4	2	9	15	0.0
須崎市	-	-	1	1	1	3				0	▲ 100.0
宿毛市	2.5	1,288	1	2	3	6	1	2	3	6	0.0
土佐清水市	0.0	0	1	1	10	12	1		7	8	▲ 33.3
四万十市	11.4	45,057	5	4	25	34	5		9	14	▲ 58.8
香南市	11.6	4,100	5	1	10	16	1		7	8	▲ 50.0
香美市	16.7	4,900	4	2	6	12	1	3	3	7	▲ 41.7
東洋町	0.0	0				0			2	2	0.0
奈半利町	-	-		1	2	3				0	▲ 100.0
田野町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
安田町	0.0	0	3	1	2	6	3	1		4	▲ 33.3
北川村	-	-			1	1				0	▲ 100.0
馬路村	2.6	1,000				0			2	2	-
芸西村	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
本山町	42.7	2,190	5	1	7	13	5	1	7	13	0.0
大豊町	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
土佐町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
大川村	0.0	0	1		1	2	1			1	▲ 50.0
いの町	18.2	17,280	6	1	9	16	6		4	10	▲ 37.5
仁淀川町	5.8	1,750	4	5	5	14	2		3	5	▲ 64.3
中土佐町	-	-	1	1		2				0	▲ 100.0
佐川町	8.3	38,304	4		4	8	4		4	8	0.0
越知町	-	-				0				0	-
梶原町	4.8	965	1		2	3	1		2	3	0.0
日高村	0.0	0	1			1	1			1	0.0
津野町	0.0	0			1	1			1	1	0.0
四万十町	4.2	3,794	4	5	6	15	1	1	1	3	▲ 80.0
大月町	24.2	4,600	1	2	4	7	1	1		2	▲ 71.4
三原村	0.0	0	1	1	5	7	1	1	3	5	▲ 28.6
黒潮町	10.1	1,122	4	3	3	10	2	3	2	7	▲ 30.0
市計	20.7	254,005	42	19	104	165	27	9	66	102	▲ 38.2
町村計	9.5	71,005	40	23	56	119	32	10	31	73	▲ 38.7
県計	17.3	325,010	82	42	160	284	59	19	97	175	▲ 38.4

※特殊勤務手当の分類は次のとおりです。

- a 国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当。
- b a以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当。(国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等)
- c a及びb以外の手当。

※四万十市、香南市、香美市、仁淀川町、四万十町、黒潮町のH17.4.1現在の数値は、合併前の団体の数値を合計したものです。

※網掛け部分は、H20年度公表から変更のあった項目。

市町村における検討を要すると思われる特殊勤務手当の内訳

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
高知市	福祉業務手当 危険手当 労務手当(じん芥の収集作業に従事したとき) 労務手当(清掃作業に従事したとき) 労務手当(施設の各種機器の保全作業に従事したとき) 労務手当(雨水樹掃除作業、下水管汚土搬出作業又は配水管接続作業に従事したとき) 労務手当(斎場の運營業務に従事したとき) 労務手当(施設の養護員の業務に従事したとき) 労務手当(卸売市場の取引指導の業務に従事したとき) 消防業務手当 行旅病死処理手当 教員特殊業務手当 教育連絡指導手当 企業手当(水道業務に従事する職員) 非常緊急呼出手当 停水業務手当	企業手当(水道業務に従事する職員)	企業手当(水道業務に従事する職員)
計	16手当	1手当	1手当
室戸市	行路病人・死亡人取扱い手当 消防手当 救急出動手当		
計	3手当		
安芸市	行路病人・死亡人取扱い手当 犬・猫死体処理手当 消防業務手当 高度救急手当		消防業務手当 高度救急手当
計	4手当		2手当
南国市	行路病人・死亡人取扱い手当 じん芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急出動手当 災害救急手当		
計	5手当		
土佐市	塵芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 救急出動手当 拘束手当 水道危険手当 水道使用料収納手当	医師手当	塵芥処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 水道危険手当 水道使用料収納手当
計	9手当	1手当	6手当
須崎市	—	—	—
宿毛市	犬・猫死体処理及び保護手当 行路病人・死亡人処理手当 へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当
計	3手当	1手当	1手当

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
土佐清水市	行旅病死処理手当 労務手当 小動物死体処理従事手当 夜間特殊業務手当 火災出動手当 救急出動手当 潜水手当	夜間特殊業務手当	
計	7手当	1手当	
四万十市	行旅死亡人等取扱従事手当 小動物死体処理手当 と畜業務従事手当 医師手当(市民病院) 学位手当 研究手当 緊急出務手当 拘束手当 医師手当(診療所)	医師手当(市民病院)  研究手当  医師手当(診療所)	と畜業務従事手当 医師手当(市民病院) 学位手当 研究手当  医師手当(診療所)
計	9手当	3手当	5手当
香南市	動物死体処理作業手当 行旅病人、死人取扱い手当 非常緊急呼出手当 消防業務手当 夜間業務手当 救命士手当 救急出動手当	夜間業務手当	消防業務手当 救命士手当
計	7手当	1手当	2手当
香美市	小動物の死体処理手当 福祉事務手当 救急救命士手当		福祉事務手当 救急救命士手当
計	3手当		2手当
東洋町	犬猫等死体処理手当 スズメ蜂駆除作業手当		
計	2手当		
奈半利町	—	—	—
田野町	—	—	—
安田町	—	—	—
北川村	—	—	—
馬路村	管理手当 研究手当	管理手当 研究手当	管理手当 研究手当
計	2手当	2手当	2手当
芸西村	—	—	—
本山町	行路病人救助作業手当 専門技術手当 危険手当 職務手当 救急出勤手当 特別出勤手当 拘束手当	危険手当 職務手当	専門技術手当 危険手当 職務手当
計	7手当	2手当	3手当
大豊町	—	—	—
土佐町	—	—	—
大川村	—	—	—

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
いの町	中学校寄宿舎勤務手当 職務手当 医師手当 死亡犬死亡猫処理手当	職務手当 医師手当	職務手当 医師手当
計	4手当	2手当	2手当
仁淀川町	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当
計	3手当	3手当	3手当
中土佐町	—	—	—
佐川町	検査業務手当 早出手当 医師手当 拘束手当	早出手当 医師手当	医師手当
計	4手当	2手当	1手当
越知町	—	—	—
梶原町	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当
計	2手当	2手当	2手当
日高村	—	—	—
津野町	海洋センター管理特別手当		
計	1手当		
四万十町	医療業務手当	医療業務手当	医療業務手当
計	1手当	1手当	1手当
大月町	—	—	—
三原村	福祉業務手当 調査研究手当 時間外受往診手当	調査研究手当	調査研究手当
計	3手当	1手当	1手当
黒潮町	改葬作業手当 地籍調査手当		
計	2手当		
合計	97手当 (10市11町村)	23手当 (6市8町村)	34手当 (7市8町村)

(注) 区分は会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」(平成18年10月)を参考にしました。

#### (6) 退職手当

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度で、県内全市町村で制度が設けられています。

これまで、手当の額は、その職員の退職日における給料月額に、その退職事由(自己都合、勸奨、定年)及びその勤続期間に応じて算出した月数を乗じて算出されてきました。

しかし、この制度は結果的に年功を過度に重視することとなるという考え方から、調整額として勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分がH18.4.1から創設されました。

県内では、平成18年度中に全ての市町村において、国に準じた制度を取り入れています。



## 9 勤務時間・休暇等について

地方公務員の勤務条件の内容は、労働基準法、地公法等地方公務員に適用される労働関係法令の定めにも反しないように配慮しながら、国の制度に準じてそれぞれの市町村で条例や規則で定めることとなっています。

### (1) 勤務時間

国においては、H21.4.1から週38時間45分の勤務時間となっています。県内の市町村の勤務時間は、土佐市、本山町、土佐町、越知町の4市町では週38時間45分で、その他の市町村では週40時間となっています。

(前年度の状況・・・全団体が週40時間)

### (2) 特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内では国には設けられていない特別休暇（リフレッシュ・永年勤続休暇など）がある市町村があります。

一方、国に制度がある特別休暇でも、市町村によっては制度を導入していないものもあります。

また、国に制度がある特別休暇のうち、国の制度における付与日数より多い日数を設定しているものもあります。

なお、国に制度がない特別休暇の中には、国においては病気休暇や職務専念義務の免除が認められているものもあります。

### (3) 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむをえないと認められる場合の休暇です。

国では、休暇の期間については、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とされ、私傷病による休暇の場合には、90日まで給与が満額支給されることとなっています。

県内では、国と同様な取扱いの団体は5市18町村ありますが、給与の満額支給の上限が90日又は3月を上回る団体が6市5町村あります。このことは、国家公務員や他の市町村との均衡を欠いていると考えられ、見直しが求められます。

(90日又は3月を上回る休暇期間を定めている市町村)

180日又は6月以内・・・高知市・土佐市・須崎市・四万十市（前年度：4団体）

150日又は5月以内・・・土佐清水市・香南市・本山町・黒潮町（前年度：5団体）

120日又は4月以内・・・土佐町・日高村・大月町（前年度：3団体）

### (H20年度公表以降の適正化の状況)

150日の病気休暇の制度があった安芸市がH21.4.1から90日に見直しを行っています。

特別休暇等の導入状況について

(H21.4.1現在)

市町村名	国の制度にはない特別休暇を導入(○)	国と同様な特別休暇を導入していない(●)											
	リフレッシュ・永年勤続休暇	骨髄提供者となる場合	ボランティア活動に参加する場合	結婚する場合	職員の出産(産前)	産後の場合	保育時間の場合	妻が出産する場合	育児参加をする場合	子の看護をする場合	親族が死亡した場合	父母を追悼する場合	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合
高知市	○												
室戸市													
安芸市	○		●						●				
南国市	○												
土佐市	○												
須崎市									●				
宿毛市													
土佐清水市	○								●				
四万十市									●				
香南市													
香美市													
市計	5	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
東洋町	○												
奈半利町													
田野町													
安田町													
北川村													
馬路村													
芸西村													
本山町	○												
大豊町													
土佐町	○												
大川村													
いの町	○												
仁淀川町													
中土佐町			●										
佐川町													
越知町													
梶原町													
日高村	○												
津野町													
四万十町	○												
大月町													
三原村			●										
黒潮町													
町村計	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村計	11	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
(参考)													
高知県	○												

※前年度からの変更なし

結婚休暇及び夏季休暇の付与日数について

(H21.4.1現在)

	結婚休暇				夏季休暇			
	5日 【国と同じ】	6日	7日	10日	3日 【国と同じ】	5日	6日	7日
高知市			○			○		
室戸市			○			○		
安芸市			○			○		
南国市				○		○		
土佐市			○			○		
須崎市			○			○		
宿毛市	○					○		
土佐清水市			○		○			
四万十市			○			○		
香南市	○				○			
香美市			○		○			
市計	2	0	8	1	3	8	0	0
東洋町			○				○	
奈半利町	○				○			
田野町	○				○			
安田町	○				○			
北川村	○					○		
馬路村			○		○			
芸西村	○				○			
本山町			○		○			
大豊町	○				○			
土佐町		○			○			
大川村	○				○			
いの町			○			○		
仁淀川町	○				○			
中土佐町	○				○			
佐川町			○			○		
越知町	○					○		
梶原町	○				○			
日高村			○			○		
津野町	○				○			
四万十町			○		○			
大月町			○		○			
三原村			○		○			
黒潮町			○			○		
町村計	12	1	10	0	16	6	1	0
市町村計	14	1	18	1	19	14	1	0
(参考)								
高知県			○			○		

※前年度からの変更なし

病気休暇について

(H21.4.1現在)

	90日以内 又は3月以内 【国と同等】	120日以内 又は4月以内	150日以内 又は5月以内	180日以内 又は6月以内
高知市				○
室戸市	○			
安芸市	◎ ←		(○)	
南国市	○			
土佐市				○
須崎市				○
宿毛市	○			
土佐清水市			○	
四万十市				○
香南市			○	
香美市	○			
市計	5	0	2	4
東洋町	○			
奈半利町	○			
田野町	○			
安田町	○			
北川村	○			
馬路村	○			
芸西村	○			
本山町			○	
大豊町	○			
土佐町		○		
大川村	○			
いの町	○			
仁淀川町	○			
中土佐町	○			
佐川町	○			
越知町	○			
梶原町	○			
日高村		○		
津野町	○			
四万十町	○			
大月町		○		
三原村	○			
黒潮町			○	
町村計	18	3	2	0
市町村計	23	3	4	4
(参考)				
高知県			○	

◎ H21.4.1適正化団体

(参考)

## 一部事務組合の職員数の状況

(H21.4.1現在)

一部事務組合	総職員数			職員区分別			
	平成	平成	増減	一般職員	うち技能 労務職員	教育 公務員	臨時 職員
	21年	20年					
香南香美衛生組合	6	6	0	6	3		
仁淀川下流衛生事務組合	8	8	0	8	6		
高吾北広域町村事務組合	237	240	△3	237	125		
香南斎場組合	3	3	0	3	1		
香南香美老人ホーム組合	81	82	△1	81	48		
日高村佐川町学校組合	4	4	0	4	3		
高知県競馬組合	12	15	△3	12	1		
香南清掃組合	12	11	1	11	10		1
幡多広域市町村圏事務組合	9	9	0	9	4		
高幡消防組合	126	124	2	126	0		
幡多中央環境施設組合	3	3	0	3	1		
津野山養護老人ホーム組合	29	31	△2	29	13		
高陵特別養護老人ホーム組合	62	67	△5	39	23		23
安芸広域市町村圏特別養護老人 ホーム組合	69	71	△2	69	48		
津野山広域町村事務組合	2	2	0	2	2		
高幡東部清掃組合	13	14	△1	13	10		
芸東衛生組合	10	10	0	10	0		
仁淀消防組合	57	56	1	57	0		
幡多中央消防組合	75	75	0	75	0		
高幡西部特別養護老人ホーム組合	39	38	1	39	25		
仁淀川中央清掃事務組合	2	2	0	2	0		
幡多西部消防組合	55	55	0	55	0		
嶺北広域行政事務組合	96	91	5	96	9		
安芸広域市町村圏事務組合	1	1	0	1	0		
高幡広域市町村圏事務組合	2	2	0	2	0		
仁淀川広域市町村圏事務組合	1	1	0	1	0		
高知県高知市病院企業団	772	749	23	772	0		
高知中央西部焼却処理事務組合	6	6	0	6	4		
高知県市町村総合事務組合	8	8	0	8	0		
中芸広域連合	44	41	3	44	2		
一部事務組合 計	1,844	1,825	19	1,820	338	0	24

(注) 上記一部事務組合は、専任職員がいる組合のみ掲載しています。